

# 八尾市個人情報保護審議会規則

平成 10 年 5 月 15 日

規則第 23 号

改正 平成 12 年 3 月 31 日規則第 6 号

改正 平成 20 年 3 月 31 日規則第 39 号

## 八尾市個人情報保護審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八尾市個人情報保護条例(平成 10 年八尾市条例第 15 号。以下「条例」という。)第 32 条第 7 項の規定により、八尾市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明等の聴取)

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第 5 条 委員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 学識経験を有する委員 日額 21,000 円

(2) その他の委員 会議に出席した日 1 日につき特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年八尾市条例第 166 号)別表中「その他の委員」について定める額

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、総務部市政情報課において行う。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 5 月 21 日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に行われる審議会その他会長及び副会長が欠けている場合における審議会の会議は、市長が招集する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 6 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 39 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。